

令和4年2月1日
みどり33推進担当部
公園緑地課

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

1 主 旨

身近な広場の占用料及び使用料については、固定資産税評価額などを料金算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、3年毎に見直しを行ってきた。今回、令和3年1月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、その結果を占用料及び使用料に反映させるため、世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する。

2 改正の考え方

- (1) 身近な広場の占用料については、公共性及び特別区の一体性の観点から特別区副区長会で各区の適用判断として了承された、公園等占用料の改定における次の基本事項を踏まえ、従前と同様に23区平均土地価格（23区の宅地固定資産税評価額の合計を宅地地積の合計で除した額）を基に算出する。
- （基本事項）
- ・ 占用料は、23区平均土地価格を基に算出することを基本とする。
 - ・ 激変緩和措置として、改定後の単価は従前の単価の1.2倍を上限とする。
- (2) 身近な広場の使用料については、各区が自主的に算出して設定するものであるため、公示価格などを用い、これまでどおり区独自に算定した単価を採用する。

3 改正内容（別紙 新旧対照表参照）

前回の平成31年度改定時と比較して23区平均土地価格で約17%上昇していることなどを踏まえ、身近な広場の占用料及び使用料を以下のとおり改正する。

- (1) 土地の使用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立身近な広場条例「別表第2」に定められている単価を改定する。

【身近な広場施設の設置等に係る使用料 新旧対照表】

種別	単位	新旧比較（単位・円）	
		現行額	改定案
土地	m ² /月	1,546	1,695
	m ² /日	56	61

(2) 電柱、公衆電話所、ロケーションなどの占用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立身近な広場条例「別表第3」に定められている単価を改定する。

【公園等の占用料 新旧対照表】

種別		単位	新旧比較 (単位・円)		
			現行額	改定案	
電柱	本柱、支柱、支線	本/月	1,583	1,856	
標識		本/月	938	1,100	
水道管	外径 0.4m未満のもの	m/月	140	165	
下水道管	外径 0.4m以上 1m未満のもの		351	412	
ガス管	外径 1m以上のもの		703	825	
電線	電線 (架空線)	m/月	117	137	
	地下電線		外径 0.4m未満のもの	140	165
			外径 0.4m以上 1m未満のもの	351	412
			外径 1m以上のもの	703	825
鉄塔		m ² /月	1,173	1,375	
変圧塔、マンホールの類		個所/月	1,173	1,375	
郵便差出箱及び信書便差出箱			469	550	
公衆電話所			1,173	1,375	
地下の 占用物件	地上露出部分		m ² /月	865	1,038
	地下部分	351		412	
高架の占用物件		586		687	
天体、気象又は土地の観測施設		987		1,184	
写真撮影のための常時占用		撮影機 1台 / 月	9,360	10,800	
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影	1回 (1時間以内)	1,657	1,912	
	映画、テレビ及びビデオの撮影		14,625	16,875	
その他の占用		m ² /日	39	45	

4 改定による占用料及び公園施設の設置使用料の歳入見込み額 (含む公園)

令和3年度当初予算額	令和4年度予算見込額	増収額見込額
約6,655万円	約7,710万円	約855万円

5 施行予定日

令和4年4月1日

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○世田谷区立身近な広場条例 平成7年3月10日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成7年6月21日条例第45号 ～省略～ 平成31年3月5日条例第17号 <u>令和4年 月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立身近な広場条例 附 則（平成31年3月5日条例第17号）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>身近な広場施設の設置等に係る使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地</td> <td>1 平方メートル</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;"><u>1,695</u>円</td> </tr> <tr> <td>1 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 平方メートル</td> <td style="text-align: right;"><u>61</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	使用料	土地	1 平方メートル	<u>1,695</u> 円	1 月		1 平方メートル	<u>61</u> 円	<p>○世田谷区立身近な広場条例 平成7年3月10日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成7年6月21日条例第45号 ～省略～ 平成31年3月5日条例第17号</p> <p>世田谷区立身近な広場条例 附 則（平成31年3月5日条例第17号）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>身近な広場施設の設置等に係る使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地</td> <td>1 平方メートル</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">1,546円</td> </tr> <tr> <td>1 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 平方メートル</td> <td style="text-align: right;">56円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	使用料	土地	1 平方メートル	1,546円	1 月		1 平方メートル	56円
種別	単位	使用料																			
土地	1 平方メートル	<u>1,695</u> 円																			
	1 月																				
	1 平方メートル	<u>61</u> 円																			
種別	単位	使用料																			
土地	1 平方メートル	1,546円																			
	1 月																				
	1 平方メートル	56円																			

改正後					改正前						
		1日					1日				
備考 公募の方法により身近な広場施設の設置又は管理をする場合の使用料の額は、月を単位として使用するときには1月の使用料に、日を単位として使用するときには1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。					備考 公募の方法により身近な広場施設の設置又は管理をする場合の使用料の額は、月を単位として使用するときには1月の使用料に、日を単位として使用するときには1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。						
別表第3 (第12条関係)					別表第3 (第12条関係)						
種別		単位		占用料	種別		単位		占用料		
電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	1,856円	電柱	本柱、支柱又は支線	1本	1月	1,583円		
標識		1本	1月	1,100円	標識		1本	1月	938円		
水道管、 下水道 管及び ガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	165円	水道管、 下水道 管及び ガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	140円		
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	412円		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	351円		
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	825円		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	703円		
電線	電線	1メートル	1月	137円	電線	電線	1メートル	1月	117円		
	地下 電線	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月		165円	地下 電線	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル	1月	140円
		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月		412円		外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1月	351円
		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月		825円		外径が1メートル以上のもの	1メートル	1月	703円
鉄塔		1平方メー	1月	1,375円	鉄塔		1平方メー	1月	1,173円		

改正後				改正前				
		トル				トル		
変圧塔及びマンホールの種類	1箇所	1月	<u>1,375</u> 円	変圧塔及びマンホールの種類	1箇所	1月	1,173円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1箇所	1月	<u>550</u> 円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1箇所	1月	469円	
公衆電話所	1箇所	1月	<u>1,375</u> 円	公衆電話所	1箇所	1月	1,173円	
地下の占用物件	1平方メー トル	1月	地上 露出 部分	<u>1,038</u> 円	地下の占用物件	1平方メー トル	地上 露出 部分	865円
			地下 部分	<u>412</u> 円			地下 部分	351円
高架の占用物件	1平方メー トル	1月	<u>687</u> 円	高架の占用物件	1平方メー トル	1月	586円	
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メー トル	1月	<u>1,184</u> 円	天体、気象又は土地の観測施設	1平方メー トル	1月	987円	
写真撮影のための常時占用	撮影機1台	1月	<u>10,800</u> 円	写真撮影のための常時占用	撮影機1台	1月	9,360円	
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影	1時間	<u>1,912</u> 円	写真撮影	1時間		1,657円	
	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間	<u>16,875</u> 円	映画、テレビ及びビデオの撮影	1時間		14,625円	
その他の占用	1平方メー トル	1日	<u>45</u> 円	その他の占用	1平方メー トル	1日	39円	